

(質問第二十八号) 昭和二十二年八月十一日配付

戦災宅地を農地とした現在耕作地に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月八日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

戦災宅地を農地とした現在耕作地に関する質問主意書

空襲のため全國都市の宅地の七〇％前後が宅地より実質的に農地に変化し、現在は相当なる農耕地として米麦主食物は数十万石の收穫があるはずであり、又野菜の收穫は数十万噸に及んでいるはずである。これ等実質的農地を耕作する人々に供出させる政府の考があるか。

又は、主食配給量をこれ等收穫者の保有量に照らして、差引くことについての政府の処見如何。

供出農家の立場を考慮に入れ、これ等新農地数十万町歩に対する政府の処見を求む。

右に対する政府の御答弁を書面により又は本会議において速かに希望する。